政　令

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年二月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十二号

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十八年二月二十九日」を「平成二十八年十月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

外務大臣　岸田　文雄

防衛大臣　中谷　元

省　令

○財務省令第四号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百六条第一項及び第百四十四条の規定に基づき、歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月十五日

財務大臣　麻生　太郎

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5　第二条の規定は、外務大臣又はその委任を受けた職員が、旧外地特別会計（旧外地特別会計の昭和十九年度及び昭和二十年度の歳入歳出の決算上の剰余金の処理等に関する政令（平成二十七年政令第三百五十七号。以下この項において「政令」という。）第一条に規定する旧外地特別会計をいう。以下同じ。）において次の各号に掲げる国庫内の移換をする場合に準用する。

一　旧外地特別会計における昭和十九年度及び昭和二十年度の歳入歳出の決算上の剰余金の全部又は一部を昭和十九年度若しくは昭和二十年度の旧外地特別会計の歳入に繰り入れ、又は歳入外に組み入れるとき。この場合において発する国庫金振替書には、振替先として「外務大臣」と記載し、かつ、払出科目として「戦時未整理、何年度、何会計、歳出外、剰余金」、受入科目として「戦時未整理、何年度、何会計、歳出外、剰余金」と記載しなければならない。

二　旧外地特別会計における昭和十九年度及び昭和二十年度の歳入歳出の決算上の剰余金を当該会計の積立金に属する現金に組み替えるとき。この場合において発する国庫金振替書には、振替先として「外務大臣」と記載し、かつ、払出科目として「戦時未整理、何年度、何会計、歳出外、剰余金」、受入科目として「戦時未整理、何預金普通預金（勘定の区分のある預金にあつては、「何勘定何預金普通預金」とする。以下同じ。）、歳入外」と記載しなければならない。

三　旧外地特別会計の昭和十九年度の歳入歳出の決算上の不足を補足するため、旧外地特別会計の同年度の歳入歳出の決算上の剰余金を当該会計の歳入外に組み入れるとき。この場合において発する国庫金振替書には、振替先として「外務大臣」と記載し、かつ、払出科目として「戦時未整理、昭和十九年度、何会計、歳出外」、受入科目として「戦時未整理、昭和十九年度、何会計、歳入外」と記載しなければならない。

四　旧外地特別会計の昭和十九年度の歳入歳出の決算上の不足を補足するため、当該会計の積立金に属する現金を当該会計の歳入外に組み入れるとき。この場合において発する国庫金振替書には、振替先として「外務大臣」と記載し、かつ、払出科目として「戦時未整理、昭和十九年度、何預金普通預金、歳出外」、受入科目として「戦時未整理、昭和十九年度、外務省主管一般会計、歳入」と記載しなければならない。

五　政令第一条の規定により、旧外地特別会計の昭和二十年度の歳入歳出の決算上の剰余金を一般会計の平成二十七年度の歳入に繰り入れるとき。この場合において発する国庫金振替書には、振替先として「外務省大臣官房」と記載し、かつ、払出科目として「戦時未整理、昭和二十年度、何会計、歳出外、剰余金」、受入科目として「平成二十七年度、外務省主管一般会計、歳入」と記載しなければならない。

六　政令第二条の規定により、旧外地特別会計に属する現金を一般会計の平成二十七年度の歳入に組み入れるとき。この場合において発する国庫金振替書には、振替先として「外務省大臣官房」と記載し、かつ、払出科目として「戦時未整理、何預金普通預金、歳出外」、受入科目として「平成二十七年度、外務省主管一般会計、歳入」と記載しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○消費者庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を変更したので、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十五日

消費者庁長官　板東久美子

東京都千代田区霞が関三丁目一番一号中央合同庁舎第四号館七階　消費者庁総務課内

○総務省告示第四十三号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があつたので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十八年二月十五日

総務大臣　山本　早苗

名称	期間	地域
自由民主党本部周辺地域	平成二十八年二月十七日から平成二十九年二月十六日まで	東京都千代田区平河町一丁目（五番及び六番に限る。）平河町二丁目（一番から三番までに限る。）紀尾井町（一番から三番までに限る。） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○総務省告示第四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、京都地方税機構の規約の変更を許可したので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十五日

総務大臣　山本　早苗

一　許可年月日

平成二十八年二月五日

二　施行年月日

平成二十八年二月五日

三　主な変更内容

第四条に記載される広域連合の処理する事務を変更する。

○法務省告示第八十号

山梨県上野原市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年三月十五日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。